

# 業務連絡

2014/10/21 No.6

J R 東海 労新 幹線 関西 地本  
業 務 部

10月20日、14時00分より支社会議室において「最高裁判所決定に関する謝罪文の手交」について10月17日の事前審理に引き続き、組合側幹事と会社側幹事による協議を行いました。

「申」第16号〔最高裁判所の決定に関する申し入れについて〕(2014年10月17日)

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所の判決に基づく命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為を行っていない」とした発言を撤回し、謝罪すること。
3. 組合へ手交する謝罪文の名義人は社長となっている。従って柘植社長が、地本執行委員長及び名古屋車両所分会長に謝罪文を直接手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにした上で労使で協議して決定すること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社の玄関に掲示し、さらに会社ホームページに掲載すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

## 《 議論内容 》

組合：先日の議論に引き続き基本的な部分の議論をしたい。謝罪する誠意を示すべきということが組合側の見解である。

組合：謝罪文を手交するという貴側の回答が「最高裁からの通知があったから」ということであった。そうではなくて「会社が行ってきた不当労働行為が認定された、断罪されたということであるので謝罪させていただきます」というのが本来の主旨であると言える。入り口から謝罪の前提的な認識にズレがある。

会社：最高裁決定は会社として真摯に受け止めているので中労委の命令に記載されたことについては肅々と対応したい。最高裁の決定に基づいて今後、不当労働行為がないように対応していきたい。

組合：これまで何件の最高裁決定があったのか、確か不当労働行為だけでは9件目になるのか。そういった事実が過去にあったにも関わらず、不当労働行為はなかったという回答をしている。第2項で書いているようにその発言を撤回すべき。今後はこのような事はありませんとも回答している。これまではどうだったのか。

会社：これまでもこれからも会社の意思をして、意思をもって不当労働行為を行うようなことはない。将来に渡って不当労働行為の不利益になる扱いはしない。過去も現在も将来も変わることはない。

組合：過去、4件か5件で最高裁で決定された掲示物の不当労働行為があったことは認めるのか。

会社：そのような最高裁で決定されたとの認識は受け止めている。過去、不当労働行為

を意思があって行ったということではないという認識を頂きたい。

組合：その辺の部分も入り口から認識にズレがある。

組合：謝罪文を社長自らが手交しないという回答については、その誠意は感じられないし、謝罪文は単なる紙切れでしかないと受け止める。再度、社長自らの交付を要請する。

会社：しかるべき立場の人間が社長名で文書をお渡ししたい。中労委の命令にも社長名義で渡すようになっているので、しっかりと対応して参りたい。

組合：社長名義でということが社長自らで行うという認識を持つべき。インターネットで大阪市の市長が、個人の思想信条を踏みにじる不当労働行為があったという中労委の命令に従って労働組合の委員長に謝罪文を市長自らが深々と頭を下げてお詫びしている写真も載ってるコピーを今日ここに持参した。本来の謝罪する行為というのはこういうことをいうのである。JR東海の社長自身がお詫びすることが本来の主旨である。

会社：社長名義でお渡ししていく文章。社長名義というものは重いということである。

組合：誠意というのは言葉や紙ではなく、一般常識で言えば行動である。その確認が出来るのかどうかである。そのための手交である。会社は一般常識からかけ離れた認識である。改めるべき。

会社：誠意とかは命令文には書いてない部分だが、幹事間で委員長、分会長に決定事項を受け止めたいうえで対応したい。

組合：組合としては誠意のない謝罪の行為を受けているという、その行為を受ける日程を追求することは本来の意思ではないが会社がどうしても渡したいということであるので敢えて調整する事とする。

組合：名古屋車両所の仲間は最初の申立てから8年。この決定までの闘いをやってこられた怒り、思いは私たち地本の役員よりもより強い思いを持っておられる。自分たちの時間とお金を使って8年かかって自分たちの主張が認められたことについて会社がどのような謝罪の誠意を示してくれるのか。貴側の対応如何によって申し上げたいことがたくさんある。

組合：準備が整うのが23日ということであった。関西地本・小林委員長への手交は23日、16時30分から受ける用意がある。場所は関西地本事務所を求める。

会社：場所は静粛な雰囲気に対応したいので支社の会議室で。

組合：お詫びする側がどっちで、お詫びされる側がどっちかと言うことが貴側は分かってないということである。こういう場所を巡っての対応も謝罪の誠意がないという事を通告しておく。

組合：職場の皆さんが頑張ってきたので、職場の組合員全員参加が基本である。23日以降ということで組合員の方は職場に出にくい。分会役員の方が新大阪まで来ても交通費は出さないということであった。よって最大追求して分会の方が主張するのは、26日に新大阪まで馳せ参じるので対応されたいということである。

会社：26日は日曜日。会社は対応できない。

組合：何故か。

会社：しかるべき立場の者、私も含めて対応できない。

組合：乗務員、交番は休日に労働させられている。年休も一番でも出ない中でである。そういう認識はないのか。会社としても自分の休みに出てきて組合に謝罪する誠意を行動として追求するべき。

会社：会社は名古屋まで赴くので、村上さんが対応して頂ける日を調整して頂きたい。  
組合：日曜日に対応しないという不誠実な姿勢を確認する。  
会社：我々も労働時間とかも定められているのでその範囲で対応したい。  
組合：職場ではたくさんの組合員の方が一緒に立ち会いたいと願ってる。  
会社：1ないし2名程度の方の立ち会いで静粛な場で手交したい。  
組合：人数については本部では3名となってる。人数の制限はないはず。  
会社：1ないし2名と言ってるがそれが3名になるとしても強くは言わない。主旨は静かな雰囲気です。  
組合：組合の主張は3名がわざわざ大阪まで来て日曜日に対応できると言ってる。それに対しては会社が応えようとしなない。こちらが譲歩することではないが、頑な姿勢を会社は変えないことに抗議する。不信感がより一層強くなった。  
当日の勤務の方に対して、手交する時だけ会議室にきてもらう対応は可能か。  
会社：勤務免除は無理です。村上分会長に対する手交なんで。  
組合：村上さんとなってるのは、名古屋車両所分会の村上分会長という人格者であるので個人が求めたのではなく分会組合員全員が求めたもの。全員対象が基本であるので勤務であっても立ち会うことは当然である。  
会社：中労委命令でも村上さんに対する手交となっている。立ち会いは最大公約数をとって頂いて対応して頂きたい。  
組合：分会の組合員の方は淡々と受け取る意思はない、誠意ある姿勢が示されるべきであると望んでいる。会社からはこれ以上、誠意ある回答が出ないので今日はこれ以上議論する必要はない。終わらせて頂く。  
会社：ではいつまでに調整可能か。  
組合：もらってもこういう姿勢なら今日、明日、来月もらっても会社の姿勢が変わらなければ意味がない。我々のご託を並べてごねている訳ではない。誠意をしっかりと示すことが前提。その対応に誠意が見れないためにこういう状況になってる。この責任は貴側にある。  
会社：23日の休憩時間に出来れば立ち会いは可能なのでは。  
組合：貴側が出した条件では調整出来なかった。  
会社：送達されて速やかに手交となってるので早めに手交したい。  
組合：分会組合員1人から7人以下の組合員が参加可能であるということなども示せば調整も膨らむ。  
会社：それは妨げない。  
組合：貴側は早く渡したいのか、渡す条件に拘ってるのか。  
会社：村上分会長に渡したい。  
組合：3役プラスアルファである。  
会社：粛々と手交することが可能ならば。  
組合：持ち帰り検討する。

以上